国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
本則 (組織) 第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。 (1)~(3) (略) (4) 農学研究院長、工学研究院長、工学府長、農学府長、生物	本則 (組織) 第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。 (1)~(3) (略) (4) 農学研究院長、工学研究院長、 <u>グローバルイノベーション</u>	以止理由
システム応用科学府長、連合農学研究科長、図書館長、大学 教育センター長及び先端産学連携研究推進センター長 (5) (略)	研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府 長、連合農学研究科長、図書館長、大学教育センター長及び 先端産学連携研究推進センター長 (5) (略)	
2 (略)	2 (略)	

附 則(教規程第9号)

この規程は平成28年4月1日から施行する。